

川崎市上下水道局普通財産貸付事務取扱要綱

(平成13年3月30日12川水総管第360号)

(趣旨)

第1条 川崎市上下水道局財務規程(昭和39年水道局規程第8号)第134条に規定する固定資産のうち普通財産に分類されるもの(以下「普通財産」という。)を貸し付ける場合の取扱いに関しては、法令その他に別段の定めがあるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(貸付期間)

第2条 普通財産の貸付けは、次に掲げる期間を超えることができない。

- (1) 建物所有の目的で土地及びその土地の定着物(建物を除く。)を貸し付けるとき。 30年
- (2) 前号以外の目的で土地又は土地の定着物(建物を除く。)を貸し付けるとき。 20年
- (3) 一時使用のため建物を貸し付けるとき。 1年
- (4) 前号を除くほか建物を貸し付けるとき。 10年
- (5) 土地及び土地の定着物以外のものを貸し付けるとき。 10年

2 前項第1号の規定にかかわらず、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条又は第23条第1項の規定により貸し付けるときは、上下水道事業管理者(第4条第1号を除き、以下「管理者」という。)が認める期間とする。

3 第1項の貸付期間は、これを更新することができる。この場合において、更新のときから同項の期間を超えることができない。

(用途指定の貸付け)

第3条 一定の用途に供される目的をもって普通財産を貸し付ける場合は、借受人に対して、用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を

指定しなければならない。

(借受人の順守事項)

第4条 管理者は、普通財産の借受人に次に掲げる事項を順守させるものとする。ただし、第7号を除き、管理者が承認したときはこの限りではない。

- (1) 善良な管理者の注意をもって維持保存をすること。
- (2) 貸し付けた目的以外の用途に供しないこと。
- (3) 他の者に転貸し、又は借受けの権利を譲渡しないこと。
- (4) 現状を変更し、又はこれに工作を加えないこと。
- (5) 貸付期間が満了した場合又は契約を解除された場合は、借受人の負担でこれを原状に回復して、貸付期間の満了の日又は管理者が指定する期日までに返還すること。
- (6) 管理者が貸付期間中に使用状況について随時に実地調査し、又は所要の報告を求めたときは、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならないこと。
- (7) その他管理者が指示する事項

(その他の必要事項)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。